

刈谷市告示第 6 9 号

刈谷市青山斎園条例施行規則(昭和 5 6 年規則第 1 3 号)第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 1 月から同年 1 2 月までの間における刈谷市青山斎園の休園日を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

刈谷市長 稲 垣 武

年	月	日
令和 7 年	1 月	1、2、8、14、20、26、30
	2 月	5、11、17、23、28
	3 月	6、12、18、24
	4 月	3、9、15、21、27
	5 月	2、8、14、20、26、30
	6 月	5、11、17、23、27
	7 月	3、9、15、21、27
	8 月	2、8、14、20、24、30
	9 月	5、11、17、22、28
	10 月	4、10、16、26
	11 月	1、7、13、19、24、30
	12 月	6、12、18、23、29

ただし、1 月 1 日を除き、通夜業務は通常どおり行うものとする。